

大仙総契－５２３
平成２６年４月１日

大仙市が発注する工事における配置予定技術者の特例措置の試行について（通知）

建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条第２項に定める「二以上の建設工事を同一の専任の主任技術者が管理できる場合」の適用範囲に係る「密接な関係のある工事」及び「近接した場所」の当面の取扱いについて、平成２６年２月１２日付け建政－１８２２により秋田県建設部長から通知がありましたので、市が発注する建設工事における同規定の適用及び手続きについて、当面は「別紙１」及び「別紙２」による特例措置を試行いたします。

なお、本特例措置の適用は、平成２６年４月１日以降発注の大仙市工事との兼務からとします。

担当　：　建設部都市管理課建設技術班
 総務部契約検査課工事契約班